

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：主要農作物対策費

事業名 水田農業構造改革推進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 水田経営係 電話番号：058-272-1111(内4117)

E-mail : c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 10,000 千円 (前年度予算額) 9,840 千円

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|---------|---------|-----------|-------|-------|-------|-----|---------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使 用 料 手数料 | 財 産 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 9,840 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9,840 |
| 要求額 | 10,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,000 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

① 経緯

- 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」、「需要に応じた米生産の推進に関する要領」等に基づき、県、市町村、農協、農業再生協議会が、役割分担を明確にして計画的な米生産を推進している。
- 平成30年産米から国による生産数量目標の配分が廃止され、農業再生協議会が主体となった需給に応えられる米の生産振興の推進により、農業者等による需要に応じた米生産に加え、麦、大豆などの戦略作物等の作付けによる水田のフル活用を推進している。
- 米穀の需給調整に関する事務費については、国が定額助成を実施してきたが、平成18年度からは県に税源移譲されている。

② 現状と問題点

- 農業再生協議会が主体となった需給に応えられる米の生産振興の推進のため、市町村や農業協同組合との綿密な連携が必要である。
- 岐阜県では県農業再生協議会が主体となって主食用米の「生産指標」を提示し、地域協議会にて「生産目標」を設定してきたが、主食用米の生産量が県民人口から算出される需要量の9割程度に留まっており、需要に応じた生産を推進するため主食用米を増産とともに、従来の制度を見直す必要がある。
- 市町村は、地域の農業振興および食料自給率向上の観点から、地域の水稻等作付動向を把握した上で、翌年度以降の米の作付計画面積等について、農業協同組合や地域農業再生協議会と連携を図りつつ、生産者に対して必要な情報提供、取組状況の把握を行う必要がある。
- 農業協同組合は、地域の生産者に対して、米の販売動向の情報提供や、長期安定的な取引、新たな販売戦略に基づく計画的な米生産や、生産性向上に向けた地域の栽培技術向上に向けた取組を行なう必要がある。

(2) 事業内容

地域一体となった米の需給調整の着実な実行に向け、需要に応じた米生産の推進に係る取組に要する経費を助成。

ア 事業実施主体

市町村、農業協同組合

イ 対象とする取組

①市町村 需要に応じた主食用米生産の提言

作付動向の把握

指導助言、情報提供の実施

②農業協同組合 合意形成に向けた活動

品質や、生産性の向上を図る栽培技術の確立

産地と実需者等との結びつきの強化

(3) 県負担・補助率の考え方

県、市町村、農業協同組合が役割分担の中で連携した上で、米の需給調整を着実に実行するために必要な支援であり、県の負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|--------|---|
| 補助金 | 10,000 | 1 市町村あたり 184千円 × 42市町村 ≈ 7,720千円 1 農業協同組合あたり 326千円 × 7農業協同組合 ≈ 2,280千円 |
| 合計 | 10,000 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「ぎふ農業活性化基本計画（仮称・令和8年3月策定予定）」

基本方針2 「潜在力をフル活用した生産強化」

1 農畜水産物の供給力強化

県単独補助金事業評価調書

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

(事業内容)

| | |
|-----------|---|
| 補助事業名 | 水田農業構造改革推進事業費補助金 |
| 補助事業者（団体） | 市町村、農業協同組合 (理由) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条で役割が規定 |
| 補助事業の概要 | (目的) 米の需要と価格の安定のため、計画的な米生産の実施 (内容) 市町村及び農業協同組合が行う需要に応じた米生産の推進に係る取組に必要な経費を助成。 |
| 補助率・補助単価等 | 定額・定率・その他（例：人件費相当額） (内容) 市町村 定額、農業協同組合 1/2以内 (理由) 補助率については、国が需給調整に関する事務費を定額助成で実施してきたが、平成18年度から県に税源移譲されていることから、市町村に対しては定額。 農業協同組合については、地域の米生産の課題解決に向けた現地実証の実施に必要な経費の補助のため、自己負担額が1/2程度となるよう算出。 |
| 補助効果 | 市町村及び農業協同組合が行う取組の円滑かつ効果的な実施を促進。 |
| 終期の設定 | 終期 令和8年度 (理由) 国は令和9年度から水田活用直接支払交付金を含む水田政策を根本的に見直す方針を示していることから、当事業についても国の新制度に応じた見直しを行う必要があるため、令和8年度を終期とする。 |

(事業目標)

| |
|--|
| ・終期までに何をどのような状態にしたいのか 需要に即した主食用米の計画的な生産が、各地域で推進されること。併せて、飼料用米、加工用米等の非主食用米の作付けで、水田のフル活用が維持されること。 |
|--|

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R1) | R6年度 実績 | R7年度 目標 | R8年度 目標 | 終期目標 (R8) | |
|----------------------|---------------|------------|------------|------------|--------------|-----|
| | | | | | | 達成率 |
| ①水稻生産面積 (飼料用米等含む) | 2.5万ha | 2.4万ha | 2.5万ha | 2.5万ha | 2.5万ha | 96% |

| 補助金交付実績 (単位：千円) | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|--------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 12,300 | 9,560 | 9,745 | 9,617 | 9,684 |

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------|---|
| 令和4年度 | ・取組内容と成果を記載してください。 飼料用米等の非主食用米の作付け拡大によって水稻生産面積が前年度と同面積となり、水田を水田として維持することができた。 |
| | 指標① 目標： 2.5万ha 実績： 2.5万ha 達成率： 100 % |
| 令和5年度 | ・取組内容と成果を記載してください。 飼料用米等の非主食用米の作付け拡大によって水稻生産面積が前年度と同面積となり、水田を水田として維持することができた。 |
| | 指標① 目標： 2.5万ha 実績： 2.5万ha 達成率： 100 % |
| 令和6年度 | ・取組内容と成果を記載してください。 飼料用米等の非主食用米の作付け拡大を行ってきたが、より収益性の高い畑作物などへ転換する事例もあり、水稻生産面積は微減となった。 |
| | 指標① 目標： 2.5万ha 実績： 2.4万ha 達成率： 96 % |

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない | |
| (評価) 3 | 米の生産調整の見直しにより、生産者の裁量性が拡大し、競争力強化につながる一方、高齢化や条件不利地の耕作放棄などによる作付面積の縮小が懸念されるため、需要に応じた米生産の推進を行うことは妥当である。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満） | |
| (評価) 1 | 主食用米から飼料用米等の非主食用米の作付拡大など、地域の実情に合わせた米生産が推進・誘導されている一方、より収益性の高い畑作物を作付するため水田を畑地化する動きもあることから、目標未達となった。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) 2 | 県で画一的な指導を行うのではなく、各市町村により各地域の実情に合わせた取り組みを支援することで、円滑かつ効果的に需要に応じた米生産の推進の取組が実施されている。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 |
| 平成30年産米から国による米の生産数量目標は廃止となり、生産者自らの経営判断で需要に応じた生産を行い安定した米生産ができるよう支援することが重要となる。このため、米の需給と価格の安定のため、関係機関が連携し、地域一体となって需要に応じた米生産を推進することが課題となっている。 |

(次年度の方向性)

| |
|--|
| ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか |
| 市町村が行う米穀の需給調整に関する事務費は、国が定額助成を実施してきたが、平成18年度からは県に税源移譲されているため、（三位一体改革の税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革による）市町村、農業協同組合を事業主体として、地域一体となった需要に応じた生産を推進する。 |